

海外療養費の申請をされる方へ

海外療養費（海外旅行中などにやむを得ず国外の医療機関で診療を受けたとき）を申請される方は、必要書類をご用意のうえ、藤沢市役所保険年金課国保給付担当窓口にてご申請ください。

	必要書類	詳細
1	藤沢市国民健康保険の資格がわかるもの ※ 詳細の①～③のうちいずれか	① 資格確認書 ② 資格情報のお知らせ ③ マイナポータルの「医療保険の資格情報」PDFデータ
2	振込先口座がわかるもの	・ 預金通帳等
3	調査に関わる同意書	・ 藤沢市役所保険年金課国保給付担当窓口にて用意があります
4	診療内容明細書	※4、5、6の書類はすべて日本語の翻訳が必要 (日本語の翻訳文には、翻訳者の氏名・住所の記載が必須)
5	領収明細書	
6	領収書（原本）	
7	診療を受けた方の旅券（パスポートの原本）	・ 顔写真のページ、 <u>出入国のわかるスタンプ押印</u> のページの原本 ・ <u>スタンプの押印がない</u> 場合は①②いずれかの書類が必要です ①航空券等の渡航記録が確認できる書類（eチケット等） ②出入（帰）国の記録がある書類 出入国在留管理庁に出入（帰）国に係る開示請求手続きができます

★注意事項

- ・ **1年以上海外に出国する場合は、住民票の転出手続きをすることが原則**です。
- ・ 診療日当時に藤沢市国民健康保険の資格がある方が対象です。
- ・ 「診療内容明細書、領収明細書、領収書（原本）」は個人、月、医療機関ごとにお持ちください。
- ・ 支給対象となるのは、日本で認められている保険診療のみとなります。
- ・ 医療費の算出方法は、日本国内で診療された場合の「標準額」で計算されるため、実際に支払った額と差が生じることがあります。
- ・ 治療目的で海外に渡航した場合は、支給対象となりません。（臓器移植の場合は、お問い合わせください。）
- ・ 治療費を支払ってから2年間が請求できる期間です。
- ・ 海外で診療を受けた理由など、窓口で詳しくお伺いしますので、原則として療養を受けた方がご来庁ください。
やむを得ず代理の方が来庁される場合は、詳しい診療内容等についてご確認の上、ご申請ください。
- ・ 海外療養費支給申請の審査は厳しく設定されているため、支給決定まで時間がかかる場合があります。
また審査に必要な書類を追加で提出していただく可能性があります。
- ・ **書類はすべて必要です。不足がある場合は申請できません。**

藤沢市役所 本庁舎 1 階 保険年金課 国保給付担当
TEL 0466-50-3520
午前8：30～午後5：00（土日祝日・年末年始を除く）